

* 当日ご持参いただくもの *

※全ての持ち物に
必ず名前をご記入ください！

- ・利用許可申請書
- ・病状連絡票 兼 与薬依頼書
- ・医師連絡票
- ・健康保険証・こども医療費受給資格証（コピー可）
母子健康手帳、お薬手帳
- ・かかりつけ医から処方されているお薬（当日分）
- ・飲み物（脱水症状を防ぐため多めにご準備ください）
- ・着替え（肌着・パンツを含む）2～3組
- ・タオルやタオルケットなど（必要に応じて）
- ・紙パンツ（1日分。使用しているお子さんのみ）
普段使用しているお尻拭き
- ・汚れものを入れるナイロン袋（5枚程度）
- ・エプロン、おしぼり（必要なお子さん）
- ・歯ブラシ、コップ
- ・お気に入りの本やおもちゃなど

※お子さんの年齢や症状により持ち物が増えることがあります。
※その他、持ち込みたいものがある場合は、施設にご相談ください。

- ・病児・病後児保育室『すまいるぽっけ』は、医師が常駐しない病児保育室です。
- ・キャンセルする場合は、利用日前日の午後5時半まで、または当日の午前8時から8時30分までの間に必ず電話連絡してください。
ご連絡なく、当日の午前8時30分まで来室がない場合には、キャンセル扱いになりますのでご注意願います。
- ・医師の診察の結果、病状によってはご利用になれない場合があります。

病児・病後児保育室 キッズケア

す ま い る ぽ っ け

お問い合わせ先

病児・病後児保育施設
キッズケア

すまいるぽっけ

TEL（0895）45－0437



病児・病後児保育事業とは



病児・病後児保育とは、お勤めやご家庭の事情などでお忙しい保護者の方に代わって、保育士・看護師が病気のお子様を日中のみお預かりする、いざという時の安心につながる子育て支援です。

※医療行為ではありませんので、通院で治療を行える程度の症状のお子様を対象とします。



病児保育室のご案内

●対象児 下記のいずれにも該当する児童

- ・保護者が就労等の理由により家庭で保育・看護ができない児童
- ・保育所、認定こども園、幼稚園もしくは小学校に在籍している生後6ヶ月から小学校6年生までの児童
- ・病院受診を済ませた病氣中、または病氣の回復期にあるが集団保育は心配である児童

●保育時間

月曜～金曜 8:00～18:00

※土曜日は、体制が整うまで当面の間休み

※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）等は休み

●定員 6名

※疾病によっては同室保育が出来ないため、定員に空きがあってもお預かりできないことがあります。

●利用料金 （ご利用当日、現金でお支払い願います）

- ・鬼北町・松野町に住所のある方：1日 2,000円
5時間以内 1,000円

＜減免制度あり＞
生活保護世帯・非課税世帯は、無料

- ・上記以外の方：1日 4,000円、5時間以内 2,000円

●対象となる病氣



- ・感染性疾患（風邪、胃腸炎）、喘息など一般的な病氣。担当医師が利用を可能と判断した場合。



すまいるぽっけ ご利用方法

1. ご利用前に事前の登録が必要です。

『調査票（登録票）』と『同意書』に必要事項をご記入のうえ、鬼北町役場町民生活課または松野町役場町民課に提出してください。

※利用には毎年度登録が必要です。

※登録に必要な書類は、町のホームページからもダウンロードできます。

2. 実際に利用する場合は

①お子さんの発症

※病状により入室制限をする場合があります。

②すまいるぽっけに予約の電話

【予約】TEL.0895-45-0437

※電話受付時間 平日 午前8時～午後5時半

※利用の前日までに電話で予約してください。

※週休日明けに利用希望の場合は、当日電話で予約をしてください。午前8時から受け付けます。

※定員を超えた場合は、キャンセル待ちとなります。

すまいるぽっけに職員がいない場合、きほくの里保育園に電話が転送されます。「病児保育の予約です。」とお伝えください。

③利用の前にかかりつけ医で受診

※利用の際には、かかりつけ医で『医師連絡票』を記入してもらってください。

※受診時に「診断名」「病児・病後児保育の利用が可能か」を確認してください。以下の場合は、再受診が必要です。

- ・受診日から2日以上経過している
- ・受診後に保育園等に登園している場合
- ・病状の悪化や、新たな症状が出現した場合

④利用当日

※『利用許可申請書』と『病状連絡票 兼 与薬依頼書』に必要事項を記入し、当日に『医師連絡票』とあわせて、すまいるぽっけへ提出してください。

※午後6時までにはお迎えをお願いします。

